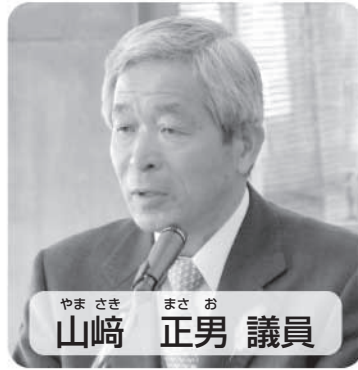


個人情報

住民に役立つ運用を

条例の範囲内で対応する



やま さき まさ お
山崎 正男 議員

答 松田 総務課長

本人の利益になると認められるときや、本人の権利、利益を不当に侵害する恐れがないと認められるときなどは一定の制限を設け、情報を限定し有効活用を行った経過があるが法の取り扱いは致し方無いと考える。公開と保護条例は大変重要で条例の範囲内で対応をしていく。

問 個人情報保護法等ができて良かった面と悪かった面があると思うが、町民にとって役立つ運用や取り扱いを考えていくべきではないか。

町はこの法の取り扱いについてどう考えているか。現状で町民に開示できる具体的な事項はどんなことか。

隣地の土地の地番や所有者を確認したいときに、法務局は開示しているが役場でこの開示ができないか。

可能なもの以外は、法務局の対応になる。

福祉対策

独居高齢者の
安否確認は
見守り体制
整備に努める

問 高齢者等の福祉対策について、独居高齢者等の安否確認は、どう対処しているか。

町内の実情や実施策を聞く。踏み込んだ対策として、町はどのような施策を現在実施しているか。また、町内で見守りが必要な独居老人等は何世帯か。

更に、支援に携わる関係者や団体、ボランティア組織等への行政支援や配慮はされているか。

答 矢野 健康福祉課長

介護保険の地域支援事業で見守りネットワーク事業を行っている。町社会福祉協議会に委託し、民生委員やボランティアの方が配食サービスを

しながら高齢者宅を訪問し、安否や健康状態などを確認している。新年度からは全域で毎週水曜日に実施するよう検討をしている。消防機関等へ情報提供を行い、災害支援にも活用している。また、見守りネットワークの体制整備に努めている。

住民票の独居老人は1260世帯。実態調査では、大方636、佐賀165、合計801世帯が独居世帯。この内、見守りや支援が必要な人は約160人。

支援組織等は社会福祉協議会、民生・児童委員、健康づくり推進委員、寝たきり予防推進委員、食生活改善推進委員で構成されている。社協の活動には年約2800万円の財政支援をし、各推進委員等には協力に応じた相当の支援はしている。緊急通報装置設置で近所と協力して安否確認もしている。今後は、あつたかふれあいセンターの活用と拡充を図る。



地域包括支援センター